

措置状況報告書

監査の名称：令和7年度 施設監査

施設名：学校

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[学校] (1) 物品の管理状況について</p> <p>ア 備品の管理が適正でないもの 大分市立学校物品取扱基準の規定では、物品管理者は、その所管に属する物品のうち、損傷はなはだしく使用できないと認める取得価額等が5万円を超える備品の処分については、教育長の承認を得なければならないとされている。 しかしながら、教育長の承認を得ずに備品を処分しているものが見受けられた。 今後は、基準に従い適正な管理をされたい。 (鶴崎中学校)</p> <p>イ 刃物類等の保管が適正に行われていないもの 教育長が各学校校長にあてた「理科薬品及び刃物類等危険性のある物品の管理の徹底について(通知)」(以下「教育長通知」という。)では、刃物類等危険性のある物品には、個々に番号を付すとともに、その保管場所には、名称及び数を表示することとされている。 しかしながら、電気ドリルやペンチ等について、個々に番号が付されていないものや保管場所に表示されている名称が正確でないものが見受けられた。 今後は、教育長通知に従い適正な事務処理をされたい。 (敷戸小学校、寒田小学校、植田東中学校)</p>	<p>該当校には改めて、大分市立学校物品取扱基準に則って物品の管理を行うよう指導いたしました。 今後は適正な管理に努めます。</p> <p>該当校には、電気ドリルやペンチ等について、個々に番号を付け、数と名称を正確に表示するよう指導いたしました。 今後は、適正な管理に努めます。</p>	

ウ 薬品の管理が適正に行われていないもの

教育長通知では、毒物及び劇物は、一般の薬品と分けて施錠設備のある専用の保管庫に保管することとされている。

しかしながら、劇物であるメタノール等が一般の薬品と同一の保管庫内で保管されていた。

今後は、教育長通知に従い適正な事務処理をされたい。

(大在小学校、鶴崎中学校、戸次中学校)

エ 薬品使用簿の記載が適正に行われていないもの

教育長通知では、薬品使用簿は、薬品名、区分、保管管理場所、使用、定期検査、廃棄等の状況を順次記載することとされている。

しかしながら、一部の薬品について、薬品名、区分や保管管理場所及び定期検査の状況が適切に記載されていないものが見受けられた。

今後は、教育長通知に従い適正な事務処理をされたい。

(森岡小学校、敷戸小学校、寒田小学校、明野中学校)

(2) 施設の管理状況について

ア 警備業務用機械装置のセットが行われていなかったもの

警備業務用機械装置のセット漏れが見受けられたが、機械装置のセットが行われないと、不法侵入者の発覚が遅れ、被害の拡大につながる可能性があることから、今一度、危機管理意識の徹底を図り、適正な施設管理に努められたい。

(王子中学校、鶴崎中学校)

該当校には、劇物と一般の薬品を分けて保管するよう指導いたしました。

今後は、適正な管理に努めます。

該当校には、薬品名、区分や保管管理場所及び定期検査の状況を適切に記載するよう指導いたしました。

今後は、適正な管理に努めます。

警備業務用機械装置のセット及び施錠等の重要性について再度周知を行い、組織的な対応を徹底してまいります。